

議案第 86 号

飛騨市障がい者グループホーム施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市障がい者グループホーム施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

条例施行前の指定管理に係る準備行為を可能とするための改正

飛驒市障がい者グループホーム施設条例の一部を改正する条例

飛驒市障がい者グループホーム施設条例（令和3年飛驒市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

(準備行為)

- 2 この条例によるグループホームの管理に係る指定管理の手続その他この条例を施行するための必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市障がい者グループホーム施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>本則 略 附 則</p> <hr/> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>本則 略 附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p>2 この条例によるグループホームの管理に係る指定管理の手続その他この条例を施行するための必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市障がい者グループホーム施設条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	条例施行前の指定管理に係る準備行為を可能とするための改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>市が整備を進めている飛騨市障がい者グループホームについて、施設の整備期間と並行して指定管理者が入居者の募集等必要な準備を行えるようにすることで、同施設の円滑な運営開始を図るため、本則の特例として供用開始予定日（条例の施行期日）前に指定管理に係る準備行為を可能とする規定を附則に追加するもの。</p> <p style="text-align: right;">（改正後の附則第2項関係）</p> <p>なお、本条例の施行期日は、「飛騨市障がい者グループホーム施設条例の施行期日を定める規則」（令和4年飛騨市規則第33号）により、供用開始予定日である令和5年7月1日と定めている。</p>
市民への影響等	特になし
施行日	公布の日
備考	